

様式第1号（第4条関係）

年 月 日

パートナーシップ宣誓書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣 誓 者		
（フリガナ） 氏 名 （自署）		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	市（区）町村	市（区）町村
連絡先	電話番号	（ ）
	メールアドレス	@

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第3条 第1項	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	いずれも市外 在住の場合	2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。※2 転入予定先 区 転入予定日 年 月 日
第3項	2人とも、配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
第4項	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	<input type="checkbox"/>
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。	<input type="checkbox"/>
	直系血族の間でない。	<input type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

※2 市内に転入したことが分かるもの（転入後に発行された住民票の写し等）を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

パートナーシップ宣誓継続申告書

（あて先）千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、転入前の地方公共団体において証明書等類似書類を交付されたこと及び次に掲げる事項を申告します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

申 告 者		
(フリガナ) 氏 名 (自署)		
(通称名の場合、戸籍上の氏名) ※1		
生年月日	年 月 日	年 月 日
住 所	市(区)町村	市(区)町村
連絡先	電話番号	()
	メールアドレス	@

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して申告を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、申告にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項（該当項目に「✓」をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第3条第1項	2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
第3項	2人とも、配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
第4項	2人とも、共に申告を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	<input type="checkbox"/>
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない（養子と養方の傍系血族との関係を除く。）。	<input type="checkbox"/>
	直系姻族の間でない。	<input type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者又はその直系尊属の間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）。	<input type="checkbox"/>

本申告書に基づき転入前の地方公共団体に申告内容を通知し、及び申告時の提出書類又はその写しを送付することに同意します。

氏 名 _____ 氏 名 _____

パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第8条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

宣 誓 者		
（フリガナ） 氏 名		
（通称名の場合、戸籍上の氏名）※1 生年月日	年 月 日	年 月 日

※1 通称名を使用している場合には、証明の裏面に戸籍上の氏名を記載します。

交付を求めるもの（該当する□に「✓」をつける）		
種 別	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明書（A4判）	<input type="checkbox"/> パートナーシップ宣誓証明カード※2
必要な数	通	

※2 宣誓証明カードは、宣誓者に限り1人1枚のみ交付します。宣誓証明カードへの記載は、「窓口に来た者」欄に氏名を記入した宣誓者を「本人」欄に、他の宣誓者を「パートナー」欄に記載します。

窓口に来た者（宣誓者又は届出をされた子のいずれかに限る。）		
住 所	市（区）町村	
氏 名		
連 絡 先	電話番号	（ ）
	メールアドレス	@
証明書の交付を必要とする理由	（証明カードの再交付※3の場合 <input type="checkbox"/> 紛失 <input type="checkbox"/> 毀損又は汚損）	

※3 宣誓証明カードの再交付は、紛失、毀損等のやむを得ない場合に限りです。

次の事項を確認してください。

確認事項（該当する□に「✓」をつける）		
第2条	パートナーシップの関係を維持している。	<input type="checkbox"/>
第3条	第1項 2人とも、成年に達している。	<input type="checkbox"/>
	第2項 2人の少なくともいずれか一方が、本市域内に住所を有し、又は本市域内への転入を予定している。	<input type="checkbox"/>
	第3項 2人とも、配偶者がいない。	<input type="checkbox"/>
	第4項 2人とも、パートナー以外の者とのパートナーシップを形成していないこと。	<input type="checkbox"/>
	第5項 2人が、民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でない（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）。)	<input type="checkbox"/>

パートナーシップ宣誓証明書

氏名

氏名

住所

住所

子 氏名

子 氏名

宣誓日 年 月 日

上記両名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

- ・ 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指し、取組みを続けて参ります。

千葉市長



様式第5号（第8条関係）

（裏）

注意事項

- 1 この証明書は、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱の趣旨に従って使用すること。
- 2 宣誓者は、次のいずれかに該当する場合には、市長に届け出ること。
 - （1）住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載に変更があったとき。
 - （2）パートナーシップが解消されたとき。
 - （3）双方が本市域外へ転出したとき。
 - （4）一方が死亡したとき。
 - （5）宣誓の要件に該当しなくなったとき。
- 3 2（2）、（3）、（5）に該当する場合には、この証明書を市長に返還すること。

この証明書を提示された方へ

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づく社会の実現を目指し、この証明書を発行しています。

市民や事業者のみなさまには、このパートナーシップの趣旨を十分ご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

- 1 パートナーシップとは
互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいいます。
 - （1）互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 - （2）同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。
- 2 パートナーシップ宣誓を受けた際に確認した事項
この証明書は、市長に対してパートナーシップの宣誓を行った2人の者が、下記の事項に該当しないと認めた場合に交付されます。
 - （1）配偶者がいないこと。
 - （2）パートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
 - （3）民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない間でないこと。
（要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。）

転入予定について

市内に住所を有せず、転入予定の場合には、右に転入予定日を記載します。

転入予定日

年 月 日

通称名を使用した宣誓について

以下に戸籍上の氏名（外国人等の場合は、これに準ずるもの）を記載します。

氏名		
戸籍上の氏名		

様式第7号（第9条関係）

年 月 日

パートナーシップ変更・解消届

（あて先）千葉市長

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第9条の規定に基づき、以下のとおり変更があったこと又はパートナーシップを解消したことを届け出ます。

宣 誓 日	年 月 日
-------	-------

宣 誓 者		
(フリガナ)		
氏 名		
(通称名の場合、戸籍上の氏名)		
生年月日	年 月 日	年 月 日

窓口に来た者（宣誓者のいずれかに限る。）		
住 所	市（区）町村	
氏 名		
原 因 日	年 月 日	
変更する事項 又は解消した 理由 (右のいずれ かに「✓」)	<input type="checkbox"/> 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項の変更※1 変更内容 <input type="checkbox"/> パートナーシップの解消※2 <input type="checkbox"/> 双方が本市域外へ転出した。※2 <input type="checkbox"/> 一方の死亡 <input type="checkbox"/> 宣誓の要件に該当しなくなった。※2	
連 絡 先	電話番号	()
	メールアドレス	@

※1 変更後の事項が記載された書類（住民票の写し等（3か月以内に発行されたもの））を提出してください。

※2 該当する場合は、**パートナーシップ宣誓証明書（様式第5号）及びパートナーシップ宣誓証明カード（様式第6号）を返還**してください。

注意：宣誓者のうちに、市職員の面前でこの届出を提出したことを確認することができない者がいるときは、その者に対し、この届出を受領したことを通知します。